

全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部規約

第1章 総則

第1条（名称と所在地）

この組合（以下「地本」ともいう）は、全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部（略称：全国一般神奈川地本）と称し、事務所を横浜市神奈川区松本町1丁目3番地32に置く。

第2条（構成）

この組合は、全労連・全国一般労働組合の神奈川地方における組織であって、原則として次をもって構成する。

1. 神奈川地方に居住または勤務する労働者で、この組合の規約を承認し、所定の手続きにより加盟を承認された組合員。
2. 神奈川地方に存在する組織であって、この組合の規約を承認し、所定の手続きにより加盟を承認された組合。なお、これにより承認された単位組合を、原則として「支部」と称す。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この組合は、組合員の強固な団結と統一を基礎にして、組合員のさまざまな要求の実現をめざし、もってその経済的、社会的、政治的地位の向上をはかるとともに、平和、独立、民主主義擁護のために闘う。

第4条（事業）

この組合は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 組合員の労働条件の維持向上をはかること。
2. 組合員及び家族の教育啓蒙と、文化体育の向上をはかること。
3. 組合員及び家族の共済、並びに福利厚生をはかること。
4. 未組織労働者の組織化と、未加盟組合の加盟促進。
5. 革新政党及び民主勢力との連携、協力をはかること。
6. 労働者階級の団結と統一を促進すること。
7. その他前条の目的達成に必要なこと。

第3章 加盟と脱退

第5条（加盟方法）

この組合に加盟するときは、所定の加盟申込書に加盟金を添えて組合に提出し、執行委員会の承

認を得なければならない。

ただし、使用者の利益を代表する立場にある者は、この組合の組合員になることができない。

第6条（脱退）

この組合から脱退しようとするときは、その理由を明記した脱退届を組合に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。

ただし、組合に対する債務弁済を履行した後でなければ、脱退届を提出することはできない。又、脱退した者、及び除名された者は、組合に対する一切の権利及び債権を失う。

第4章 権利と義務

第7条（権利）

組合員は、組合のすべての問題に参加する権利、及び均等の取り扱いを受ける権利を持ち、何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、信条、性別、年齢、身分、又は門地によって、組合員たる資格を奪われたり、差別待遇を受けることはない。

第8条（義務）

組合員は、組合の規約及びすべての機関の決定を守り、最大限にその任務の履行に努力しなければならない。

第5章 機 関

第9条（機関の種類）

この組合に次の機関を置く。

1. 大会
2. 中央委員会
3. 執行委員会

第1節 大 会

第10条（大会の構成）

大会はこの組合の最高決議機関であって、組合員によって選出された代議員と役員で構成する。

第11条（大会の招集）

大会は、これを定期大会と臨時大会にする。

定期大会は毎年1回原則として9月に、臨時大会は組合員の3分の1以上の要求があったとき、及び中央委員会が必要と認めたとき、執行委員会の議を経て、1ヶ月以内に執行委員長が招集する。

第12条（代議員の選出）

大会代議員は、分会並びに支部単位に、組合員の直接無記名投票により選出する。その比率は次のとおりとする。

地本組合費納入人員15名まで・・・・・・・・・・1名

地本組合費納入人員16名より50名まで・・・・・・・・2名

組合費納入人員が50名を超える場合、1名から50名増すごとに代議員1名を増加する。ただし、大会開催2ヶ月前までの地本組合費を滞納している組合員は、代議員選出の基礎から除かれ、かつ代議員にはなれない。

第13条（成立要件）

大会は代議員の過半数が出席しなければ成立しない。大会の委任は認めない。

第14条（大会への付議事項）

大会は、執行委員会その他の報告を審議し、組合活動の基本方針を決め、必要な決議をする。なお、次の事項は大会に付議しなければならない。

1. 年間活動報告
2. 運動方針
3. 予算と決算
4. 組合規約の改正
5. 役員を選出、信任及び不信任
6. 罷業権の行使
7. 組合の解散
8. その他重要事項

第15条（議決）

大会の議決は、出席代議員の挙手又は直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。ただし、前条第6号は出席代議員の直接無記名投票による3分の2以上の賛成を、第4号、第5号は全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を、第7号は全組合員の直接無記名投票の4分の3以上の賛成を得なければ、これを決定することができない。

上記ただし書きによる第4号、5号、6号、7号の投票管理は、別に中央委員会で定める規定による選挙管理委員会があたる。

第16条（大会議長）

大会の議長は、その都度代議員の中から2名を、大会において選出する。議長は可否同数の場合以外は議決に参加することはできない。

第17条（評議員制度）

大会の討議をより充実させるため、評議員制度を設ける。評議員は発言権のみとし、議決権を有しない。評議員の選出基準は執行委員会において決定する。

第2節 中央委員会

第18条（構成）

中央委員会は、大会から大会までの間における組合の決議機関であつて、中央委員と執行委員で構成し、2ヶ月に1回、定期に開催するものとし、執行委員長が招集する。

ただし、執行委員会が必要と認めたとき、又は中央委員の3分の1以上の請求があつたとき、執行委員長は、2週間以内に中央委員会を招集しなければならない。

第19条（中央委員の選出）

中央委員は次の比率によって、分会並びに支部単位に選出する。

地本組合費納入人員100名まで・・・・・・・・・・・・・・・・1名

組合費納入人員が100名を超える場合、1名から50名増すごとに中央委員1名を追加する。

なお、上記以外に、各地区協議会の役員の中から各1名、特別中央委員を選出する。この特別中央委員は発言権のみとする。

第20条（任期）

中央委員の任期は、定期大会から定期大会までとし、疾病・脱退など任務遂行が不可能な場合は、その単位にしたがって交代する。交代した委員の任期は残余期間とする。

第21条（討議事項）

中央委員会は、次の事項を決定する権限をもつ。

1. 追加予算
2. 規約を除く諸規定の改廃
3. 臨時納付金の徴収
4. 規約の改正、役員を選出、及び罷業権の行使を除く、緊急事項に対する組合意思の決定
5. 大会からの付託事項
6. 大会提出議案の前審議
7. その他規約に従い大会の権限に抵触しない事項

第22条（成立要件）

中央委員会は中央委員の過半数が出席しなければ成立しない。委任は認めない。

中央委員会の議長は年度第1回中央委員会で選出された委員がその年度の任にあたる。

第23条（議決）

中央委員会の議決は、出席委員の挙手又は直接無記名投票の過半数によるものとする。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第3節 執行委員会

第24条 (任務)

執行委員会は、大会及び中央委員会の決議に従って常時組合の業務を執行し、規約の改正、役員の選出、及び罷業権の行使を除く緊急事項を処理する。

争議期間中は、前項業務のほか、大会又は中央委員会の承認を経て、争議に関する一切の指令を執行委員長名で発する権限を有する。

第25条 (構成)

執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、財政部長、執行委員で構成し、毎月1回以上定期的に開催するものとし、執行委員長が招集し、議長をつとめる。議決は出席執行委員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第26条 (成立)

執行委員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

第27条 (欠番)

第28条 (部局の設置)

執行委員会は、その任務を遂行するために、次の部局を置く。

その他必要に応じて部局を置く。

1. 書記局
2. 専門部
3. 業種別部会

書記局は、組合の総合的事務機関であって、書記長、書記次長と各専門部、委員会の代表で構成し、書記長が主宰する。書記の任免は執行委員会で行う。専門部は組合の専門的事務機関であって、部長及び部員で構成する。部長は原則として執行委員の中から、部員は組合員の中から執行委員会が任免する。

業種別部会は、組合の業種別政策の立案を行う対策機関で、部長と部員で構成する。その任免は専門部の場合と同様とする。

第6章 役員

第29条 (役員の種類及び定数)

この組合に次の役員を置く。

1. 執行委員長・・・・・・・・・・1名
2. 副執行委員長・・・・・・・・・・若干名
3. 書記長・・・・・・・・・・1名
4. 書記次長・・・・・・・・・・若干名

5. 財政部長・・・・・・・・・・1名
6. 執行委員・・・・・・・・・・若干名
7. 会計監査・・・・・・・・・・2名

ただし、副執行委員長が財政部長を兼務することができる。

また、上記「若干名」の部分の具体的な定数については、定期大会前の中央委員会で決める。

第30条（任務）

役員は次の任務をもつ。

1. 執行委員長はこの組合を代表し、組合業務を統括する。
2. 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときはその業務を代行する。
3. 書記長は会計を除く一切の業務を掌り、各部の連絡調整にあたる。
4. 書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはその業務を代行する。
5. 財政部長は会計業務を統括し、会計報告を毎月1回執行委員会に、年3回以上中央委員会に、また大会開催の都度大会に行う。
6. 執行委員は全般的組合業務を分担執行する。
7. 会計監査は会計業務を監査し、監査の結果を大会または中央委員会に報告する。

第31条（役員の任期）

役員の任期は、定期大会から定期大会までとし、再選を妨げない。役員の総辞職、辞任、解任及び不信任が可決されたときは、後任者を選出することができる。

その選出方法は、規約第15条（議決）にもとづいて行う。後任者の任期は残余期間とする。

第7章 地区協議会

第32条（構成）

この組合は、一定の地域に3つ以上の分会、地本直属の班、団体加盟の支部が組織されたとき、地区協議会を組織する。地区協議会に所属する組織と活動の範囲は、執行委員会で決定する。

第33条（任務）

地区協議会の任務は次のとおりである。

1. 地本の方針、決議を地域で実践する。
2. 所属組織ならびに組合員の団結を強化し、その利益のために闘う。
3. 地域において地本を代表し、組合の影響力を広める。

第34条（機関）

地区協議会に次の機関を置く。

1. 地区協議会大会
2. 幹事会

第1節 地区協議会大会

第35条（地区協議会大会の構成）

地区協議会大会は、地区協議会の最高決議機関であり、地区協議会所属組合員全員と幹事会で構成する。ただし、所属組合員が50名を超えた場合、代議員制をとることができる。その際、代議員の選出方法と比率は幹事会が決定する。

第36条（地区協議会大会の招集）

地区協議会大会は、これを定期大会と臨時大会とにする。

定期大会は毎年1回、原則として地本の定期大会終了後2ヶ月以内に開催する。

この場合、必ず事前に執行委員会に対し、地区協議会開催日程・内容を報告しなければならない。

臨時地区協議会大会は、地本の要請及び地区協議会所属組合員の3分の1以上、若しくは所属組織の3分の2以上の要求があったとき、または幹事会が必要と認めたとき、2週間以内に開催する。

第37条（地区協議会大会の任務）

地区協議会大会は次のことを行う。

1. 地区協議会活動の総括と活動方針の決定
2. 決算の承認と予算の決定
3. 地区協議会役員を選出
4. その他重要事項

第38条（議決）

前条の議決はいずれも出席者の挙手または直接無記名投票による過半数の賛成で決する。

第39条（成立要件）

地区協議会大会は組合員または大会代議員の過半数が出席しなければ成立しない。地区協議会大会の委任は認めない。

第2節 幹事会

第40条（地区協議会役員）

地区協議会に次の役員を置く。

1. 議長・・・・・・・・・・1名
2. 副議長・・・・・・・・・・若干名
3. 事務局長・・・・・・・・・・1名
4. 事務局次長・・・・・・・・・・若干名
5. 会計・・・・・・・・・・1名
6. 幹事・・・・・・・・・・若干名
7. 会計監査・・・・・・・・・・1名

第41条（構成と成立要件）

幹事会は地区協議会会計監査を除く全役員で構成し、少なくとも毎月1回定期的に開催するものとし、議長が招集し、会議の議長をつとめる。幹事会は構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

第42条（任務）

幹事会は地本の方針・決議を、その地域と職場に具体化し、地区協議会大会の決定を実行し、所属組織の活動を指導・援助する。幹事会はその活動内容を定期的に執行委員会に報告しなければならない。

地区協議会役員の仕事は次のとおりとする。

1. 議長は地区協議会を代表し、地区協議会業務を統括するとともに、地区協議会活動の先頭に立つ。
2. 副議長は議長を補佐するとともに地区協議会活動の先頭に立ち、議長事故あるときはその業務を代行する。
3. 事務局長は、会計を除く一切の業務を取り扱い、地区協議会活動が総合的に発展していくよう配慮する。
4. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その業務を代行する。
5. 会計は会計業務を処理し、毎月の幹事会で会計報告をする。
6. 幹事は相互に仕事を分担しあい、地区協議会活動の推進をはかるとともに、地区協議会所属組織の日常活動の指導・援助・世話をを行う。
7. 地区協議会会計監査は、適時会計業務を監査し、その結果を地区協議会大会に報告する。

第8章 分会

第43条（構成）

この組合は、工場、事務所、商店などの経営に組合員が3名以上組織されたとき、分会を組織することができる。分会はこの組合の基礎組織であり、当該経営においてこの組合を代表することができる。すべての組合員は、いずれかの分会に所属しなければならない。組合員が3名に満たないときは付近の分会に入るか、あるいは同一地域内で合同分会をつくるか、または分会準備会をつくる。

第44条（任務）

分会の任務は次のとおりである。

1. 分会員の生活と権利を守るため、職場で積極的に闘う。
2. 職場の内外で組合員を増やす。
3. 地本及び地区協議会の方針・決議を具体化し、職場・地域で実践する。

第45条（機関）

分会に次の機関を置く。

1. 分会大会

2. 職場委員会
3. 分会委員会

第1節 分会大会

第46条（分会大会の構成）

分会大会は分会の最高決議機関であり、分会組合員（以下「分会員」という）全員と分会役員とで構成する。

ただし、やむを得ぬ事情がある場合、執行委員会の承認を得て代議員制をとることができる。

第47条（分会大会の招集）

分会大会は、年1回、原則として地区協議会大会が終了してから1ヶ月以内に開催する。

ただし、執行委員会の要請または分会員の3分の1以上が要求した場合、あるいは分会委員会が必要と認めたときは、2週間以内に臨時大会を開催しなければならない。

第48条（分会大会の任務）

分会大会は次のことを行う。

1. 分会活動の総括と活動方針の決定
2. 決算の承認と予算の決定
3. 分会役員を選出
4. その他重要事項

第49条（議決）

前条の議決はいずれも出席者の挙手または直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

第50条（成立要件）

分会大会は分会員（代議員制の場合は「代議員」）の過半数が出席しなければ成立しない。分会大会の委任は認めない。

第2節 職場委員会

第51条（構成）

分会員の数が50名を超えた場合、職場委員会を設けるようにする。職場委員会は分会大会から分会大会までの間における分会の決議機関であって、職場委員と分会役員で構成する。

職場委員会は、2ヶ月に1回定期的で開催するものとし、分会長が招集する。

第52条（職場委員の選出）

職場委員は、組合員5名について1名の割合で選出する。

第53条（成立要件）

職場委員会は、職場委員の過半数が出席しなければ成立しない。

第3節 分会委員会

第54条（分会役員と構成）

分会には少なくとも次の役員を置き、分会委員会を構成する。

1. 分会長・・・・・・・・・・1名
2. 分会書記長・・・・・・・・・・1名
3. 分会会計・・・・・・・・・・1名　　なお、分会員の数、及び職場の状況を勘案し、必要に応じて以下の役員も設けることができる。
4. 副分会長・・・・・・・・・・若干名
5. 分会書記次長・・・・・・・・・・若干名
6. 分会委員・・・・・・・・・・若干名
7. 分会会計監査・・・・・・・・・・若干名

第55条（成立要件）

分会委員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

第56条（任務）

分会委員会は、地本及び地区協議会の方針・決議を職場の内外に具体化し、分会大会及び職場委員会の決定を実行し、分会の日常活動の先頭に立つ。分会委員会は、その活動内容を定期的に地区協議会幹事会または地本執行委員会に報告しなければならない。

1. 分会長は分会を代表し、分会活動の先頭に立つ。
2. 副分会長は分会長を補佐してともに闘いの先頭に立ち、分会長事故あるときはその業務を代行する。
3. 分会書記長は会計を除く一切の業務を取り扱い、分会活動が生き生きと発展していくよう配慮する。
4. 分会会計は会計業務を処理し、毎月の分会委員会で会計報告をする。
5. 分会委員は相互に任務を分担し合い、日常諸活動の中心になる。
6. 分会会計監査は適時会計業務を監査し、その結果を分会大会に報告する。

第9章 統 制

第57条（制裁）

この組合で、次の各号のひとつに該当するときは、執行委員会の議を経て、大会または中央委員会にはかり、その決議によって制裁を行う。

1. 組合の規約及び諸決議に反したとき。

2. 争議期間中、組合の指示・指令に違反したとき。
3. 組合の名誉を傷つけたとき。
4. 団結と統一のために闘わず、著しく組合に不利益をもたらしたとき。
5. 理由なく組合費を3ヶ月以上滞納したとき。
6. その他組合員としての義務を故意に怠ったとき。

第58条（制裁の種類）

この組合の制裁の種類は、次のとおりとする。

1. 戒告
2. 権利停止
3. 除名

第59条（制裁の審査）

制裁の請求は文書によるものとし、制裁の請求があったときは、執行委員会または中央委員会の議を経て審査委員会を設置し、事件を審査させ、その報告に基づいて、大会または中央委員会で決定する。議決はいずれも出席者の無記名投票による3分の2以上の賛成がなければならない。

1. 制裁の審議ならびに処分決定にあたっては、本人の異議申立および弁護の自由を認め、関係者より事情を聴取し、慎重に審議しなければならない。
2. 前項の決定に不服のある者は1ヶ月以内に大会または中央委員会に抗告を行うことができる。抗告する者は、抗告理由書を提出しなければならない。
3. 組合員が制裁を不服として大会または中央委員会に抗告したときは、最終決定がなされるまで、その資格が留保されるが、執行委員会はその行動を制限することができる。

第10章 会 計

第60条（収入）

この組合の経費は、組合費、事業収入、加盟金および寄付金でまかなう。
ただし、寄付金を受けるときは、執行委員会の承認を得なければならない。

第61条（組合費）

1. 地本への加盟金は、1名につき500円とし、地本へ300円納入し、200円は所属する地区協議会と分会・支部の活動資金として折半する。
2. 組合費の総額は、月額一定基礎額+各人の月収の1%（ただし基準外賃金は含まない）とする。
3. 地本へ毎月納入する本部費は、月額一定基礎額とする。なお、月額一定基礎額を改定する場合は、大会開催前までに改定額案を提起し、大会で決定する。なお、短時間労働者等の本部費は月額一定基礎額の20%とする。

また、定年後の再雇用で賃金が大幅に低下した場合には、申請により本部費を月額一定基礎額の50%に減ずる。

4. 本部費は、年末・夏季一時金でも納入するものとする。ただし、一時金が支給されない場

- 合、及び、一時金の支給額が1ヶ月に満たない場合は、納入を免除する。
5. 組合費のうち、地区協費、及び分会の活動資金に相当する部分は、各人の月収（ただし基準外賃金は含まない）の1%とする。ただし、分会大会で決定した場合は、1%以上の徴収も可とする。
 6. 組合費は当月分を当月内に納入しなければならない。
 7. 大会または中央委員会の議を経て、必要な経費を臨時に徴収することができる。その場合の額はその都度定める。
 8. 病気、失業、その他やむを得ない理由があるときは執行委員会の議を経て、3項の規定にかかわらず、組合費を減ずることができる。この場合の本部費は3項の短時間労働者等の本部費と同額とする。
 9. 地区協議会の会費は、地本定期大会で決定する。

第62条（積立金）

組合員は毎月20円の特別闘争資金を納入しなければならない。

第63条（取り扱い）

第60条から第62条により徴収された加盟金、組合費、臨時賦課金、積立金は、いかなる理由があっても返却しない。ただし、地本が解散するときはその限りではない。

第64条（犠牲者の救援）

組合活動犠牲者に対し、組合は別に定める規定により救援を行う。

第65条（会計年度）

地本の会計年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

第66条（会計年度）

地本の予算及び決算報告は、地本大会に提出して承認を求めなければならない。すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、決算期ごとに書類を作成し、大会によって委嘱された職業的に資格ある会計監査人の正確であるとの証明を添えて、定期大会に報告しなければならない。

第67条（財産管理）

地本の財産管理及び処分は、大会または中央委員会の議を経て執行委員会が行い、その責を負う。

第11章 付 則

第68条(解散決議)

地本は、組合員の直接無記名投票による4分の3以上の賛成と、上級機関の承認がなければ、合併又は解散することができない。

第69条(疑義の解釈)

この規約に疑義が生じた場合は、中央委員会で説明する。

第70条(細則)

この規約の施行についての必要な細則は、中央委員会が別に定める。

第71条(効力発生)

この組規約は、1961年5月28日より施行する。

なお、従前の神奈川地評一般産業労働組合連合会規約は、この規約施行の日をもって廃止する。

以上

<規約改正来歴>

1. 1962年7月28～29日の第8回定期大会で一部改正。
2. 1963年9月30日の第10回臨時大会で一部改正。
3. 1966年7月9日の第13回定期大会で一部改正。
4. 1967年7月8～9日の第14回定期大会で一部改正。
5. 1969年9月20～21日の第16回定期大会で一部改正。
6. 1973年9月15～16日の第21回定期大会で一部改正。
7. 1978年9月15～17日の第29回定期大会で一部改正。
8. 1979年9月15～16日の第31回定期大会で一部改正。
9. 1990年2月25日の第51回臨時大会で一部改正。
10. 1991年9月15日の第53回定期大会で一部改正。
11. 2002年9月22日の第64回定期大会で一部改正。
12. 2004年9月12日の第66回定期大会で一部改正。
13. 2007年9月23日の第69回定期大会で一部改正。
14. 2018年9月16日の第80回定期大会で一部改正。